

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		エチルターシャリーブチルエーテル（ETBE）のうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「バイオETBE」という。）。								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和7年3月31日に適用期限が到来するバイオETBEについて、関税無税化を延長。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体								
2909.19	010	その他のもの エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	4.6%	無税		4.6%	無税		3.1%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>○バイオエタノールには、さとうきび、とうもろこしなどの農作物（可食）由来の第一世代バイオエタノールと製紙残渣（パルプ）、コーヒー滓、廃菌床などの非可食由来の次世代バイオエタノールがある。</p> <p>○ガソリンの代替となるバイオエタノールは、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、化石</p>								

	<p>由来燃料のガソリンと比較して、二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策や、エネルギー源の多様化の観点から有効な手段の一つである。</p> <p>○バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、「エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準」(以下「告示」という。)において、「2023年度から2027年度までの5年間の石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、各年度ごとに原油に換算した量で50万kLとする。」こととしている。</p> <p>② 問題点</p> <p>○現状、国内ではバイオETBEの合成に用いられるバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカとブラジルからの輸入に依存しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ バイオエタノールの価格がガソリンの価格を上回る、 ▪ 輸入したバイオエタノールは、国内でバイオETBE[*]に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオETBEを生産するためのバイオETBE専用タンク、ガソリンとの混合設備や受入設備等のコストが生じる、 <p>ことから、石油精製業者にとっては大きな負担が発生している。</p> <p>○このため、バイオエタノールから合成されるバイオETBEを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となり、このままでは、バイオエタノールの導入が進まないのが現状。</p> <p>[*]ETBEとは、エタノールと、ガソリンの精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、ガソリンになじみやすい性質を持っている。</p>
<p>改正の必要性和目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>○バイオエタノールから合成されるバイオETBEを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる。その上で、バイオETBEの輸入に係る関税が無税にならない場合は、関税分の総額約74.4億円上乗せされるため、バイオETBEの導入がより進まなくなる恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオETBEの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。</p> <p>○一方、バイオエタノールの利用にあたっては、現状、アメリカとブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、次世代バイオエタノールの導入促進策として、告示において、2028年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を1万kL/年とし、次世代バイオエタノール利用量を実導入量の2倍にカウントできることとしている。</p> <p>○次世代バイオエタノールの利用にあたっては、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、上記措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンテ</p>

	<p>イブを示すことで、国内事業者による商業生産に向けて取組が進展してきているところ。</p> <p>○次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料資源を原料とするため食料競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点があり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となる。</p> <p>○このため、バイオE T B Eの関税暫定無税化は平成 20 年度から継続しているが、国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には、関税を適用することも選択肢となるため、本要望も、暫定的に 1 年間無税化とすることが適切と考えている。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>○告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL)を、毎年着実に達成する。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>○バイオE T B Eの輸入に係る関税の総額約 74.4 億円免税されることによりコスト低減を図ることで、バイオE T B Eの輸入及び国内での利用が促進される。</p> <p>○バイオE T B Eをガソリン代替分として、原油換算 46.9 万 kL[*]導入した場合には、導入していない場合と比較して年間 113.3 万 t-CO₂ の削減効果がある。</p> <p>※バイオエタノールの利用目標量 原油換算 50 万 kL - バイオエタノールの輸入実績 3.1 万 kL (令和 5 年度貿易統計輸入実績)</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>○バイオE T B Eを原油換算 46.9 万 kL[*]輸入し、バイオE T B Eの関税 (3.1%) を免税とした場合、約 74.4 億円の減収となる (バイオエタノールの輸入価格を、令和 5 年度平均の 132.0 円/L で試算した場合)。</p> <p>※バイオエタノールの利用目標量 原油換算 50 万 kL - バイオエタノールの輸入実績 3.1 万 kL (令和 5 年度貿易統計輸入実績)</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>○バイオエタノールから合成されるバイオE T B Eを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる。その上で、バイオE T B Eの輸入に係る関税が無税にならない場合は、関税分の総額約 74.4 億円上乗せされるため、バイオE T B Eの導入がより進まなくなる恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオE T B Eの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>○経済産業省の令和 4 年度政策評価書「6-4 環境」において、2050 年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに</p>

に、資源循環の推進、環境負荷の改善に向けた施策を推進することとしている。

② 当該政策評価の結果と改正の関係

- 告示に基づく令和5年度のバイオエタノールの利用目標量は50万kL（原油換算）であるところ、バイオエタノールの関税暫定無税化等の後押しもあり、目標量を達成。
- 令和6年度以降の利用目標を達成し、政策目標を達成するためには、バイオETBEの関税暫定無税化の延長が効果的・効率的な手段であると考えられる。

③ 政府方針と改正の関係

- 第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）において、「燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。・・・（中略）・・・2050年カーボンニュートラルに向けて、燃料分野での対応は、①燃焼しても大気中のCO₂を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中のCO₂を増加させないCCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050年を見据え、2030年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。」としている。
- 2024年4月10日の日米首脳声明、同年5月3日の日・ブラジル首脳共同声明において、バイオエタノールの利用拡大に向けて協業していくことを表明。
- 上記を踏まえ、バイオ燃料の普及を促進することが政府方針の達成に資すると考える。

④ 関連措置

- バイオエタノールから合成されるバイオETBEを混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオエタノールから合成されるバイオETBEを混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする措置を講じている（租税特別措置法第88条の7、平成21年2月施行）。
- バイオETBEの調達にあたっては、(1)バイオエタノールを輸入して国内でバイオETBEに合成する場合と、(2)海外で合成されたバイオETBEを直接輸入する場合、の2種類の形態があり、平成28年度より、バイオエタノールについても関税暫定無税化の措置を講じている。
- なお、告示に基づく令和5年度のバイオエタノールの利用目標量は50万kL（原油換算）のうち、(1)によるものは3.1万kL（令和5年度貿易統計輸入実績）、(2)によるものは46.9万kL（（バイオエタノールの導入目標50万kL）－（バイオエタノールの輸入実績3.1万kL））である。

これまでの改正状況	○平成 20 年度以降、関税率（基本税率 4.6%）を暫定的に無税化。
措置による効果	<p>○令和 5 年度、本税制措置を講じた結果、石油精製業者により、バイオ E T B E が原油換算 46.9 万 kL 輸入された。</p> <p>○バイオ E T B E をガソリン代替分として導入したことにより、導入していない場合と比較して年間約 113.3 万 t-CO₂ の削減効果があった。</p>